

令和5年第7回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年7月31日(月) 15時10分
出席委員 (16名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (3名)	6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 13番 山之内 悟
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見決定」について

開 会 15時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第7回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、6番、7番、13番委員より欠席届が提出されておりますので16名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしということでございましたので、本日の議事録署名委員は1番委員と2番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定58件、中間管理権の設定15件の合計75件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が11件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積7,510㎡。利用権設定58件、筆数99筆、面積131,497㎡。中間管理権設定15件、筆数25筆、面積50,412㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい。事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を13番に代わり4番委員。
4番委員	2号1番を13番委員に代わり報告いたします。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分2、3を18番委員。
18番委員	2号2番、3番を続けて報告をさせていただきます。 2号2番。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置しており、現況は畑であります。

	<p>す。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>次に 3 番。現地調査につきましては、4 番委員にお願いをし報告を受けているところです。申請地は霧島市公設地方卸売市場の南と西に位置しており、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺 4、5 を 14 番委員。
14 番委員	<p>2 号 4 番と 5 番について、続けて報告をいたします。</p> <p>2 号 4 番について報告いたします。申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>続きまして 2 号 5 番について報告いたします。申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は樹園地です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、牧園 6、7 を 11 番委員。
11 番委員	<p>2 号 6 番と 7 番を続けて報告いたします。</p> <p>まず 2 号 6 番。申請地は鹿屋尾谷口公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 7 番を報告いたします。申請地は川床公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく牧園 8 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 8 番について報告いたします。申請地は横瀬公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 9 を 10 番委員。
10 番委員	2 号 9 番を報告いたします。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で

	農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。これは、現地調査を 18 番委員にお願いいたしました。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見やご質疑等ございますか。
4 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
4 番委員	2 号 3 番についてですが、現地調査を自分の方が行っています。既に田は植えてあり田んぼとしてなっていました。ただ植えている人が全然違う人が植えているので、また、去年別な所もこの人が買われていて、買った後、別な農家を作っているようですが、これで良いのですか。
議長（会長）	只今の質問ですが、国分 3 ですけども、調査員の意見では耕作の意思はあるということでしたが、これについて事務局の方から何かありますか。
事務局	今回、申請された箇所につきまして、今作られてる方が違う人なのではないかということですが、担当委員の聞き取りでは、取得後は自分で耕作をするということですので、そのあたりを事務局としては、今後、全部効率利用要件として念押しをする形で確認を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。
議長（会長）	4 番委員。今事務局の方から、今後しっかりと見ていくということですがよろしいでしょうか。
4 番委員	はい。それで良いです。
議長（会長）	はい。それでは他に議案第 2 号について、ご質疑、ご意見等ございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 3 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それではこれも調査がなされておりますので、調査委員の報告を求めます。 まず、隼人 1 を 5 番委員。
5 番委員	3 号 1 番を報告します。申請地は里中・下公民館の北に位置し、現況は山林である。なお、昭和 63 年 8 月頃山林原野化してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 2 を 7 番に代わり 8 番委員。
8 番委員	7 番委員に代わり代理報告します。申請地は姫城温泉東公民館の南に位置し、現況は建築済である。なお、昭和 57 年頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第

	3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、駐車場を建築するものであり、既に実行済であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山3を19番に代わり15番委員。
15番委員	3号3番を19番委員に代わって報告します。申請地は上大廻公民館の南東に位置し、現況は農業用倉庫である。なお、昭和30年頃建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫、車庫、資材置場を建設するものであり、既に建設済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われず。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見やご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい。それではご意見ご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が22件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、これも調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を10番委員。
10番委員	4号1番を報告いたします。申請地は重久公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟、通作路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分2を11番委員
11番委員	4号2番について報告いたします。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、倉庫1棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、溝辺3から隼人5まで12番委員。
12番委員	4号3、4、5を続けて報告させていただきます。 まず、3番。申請地は宮川内公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟、販売所1棟、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその

	<p>他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は木材置場、通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 8 月 7 日より令和 5 年 10 月 6 日までで、一時転用終了後に農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続きまして 5 番。申請地は松永地区公民館の南西に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳で造成してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 1 棟、休憩所 1 棟、仮設トイレ 1 基、資材置場、駐車場を建築するもので既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 8 月 7 日より令和 6 年 3 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 6、7 を 4 番委員。
4 番委員	<p>4 号 6 番、7 番を続けて報告いたします。申請地は市営住吉団地の北に位置し、現況は一部造成済である。なお、令和元年 4 月頃一部駐車場にってしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 7 番を報告いたします。申請地は市営須戸川団地の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 8 を 13 番に代わり同じく 4 番委員。
4 番委員	<p>4 号 8 番を 13 番に代わり報告いたします。</p> <p>申請地は上之段地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 9、10 を 17 番委員。
17 番委員	<p>4 号 9 番と 10 番を報告いたします。</p> <p>まず 4 号 9 番でございます。申請地は青葉小学校の東に位置しており、現況は不耕作である。なお、平成 2 年 12 月、5 条許可不履行の経緯書がございます。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、既に実行済であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思</p>

	<p>れます。</p> <p>続きまして 4 号 10 番。申請地は市営四方田団地の西に位置しており、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分 11 から 13 まで 18 番委員。
18 番委員	<p>4 号 11 番から 13 番まで続けて報告をさせていただきます。</p> <p>11 番。申請地は国分中学校の西に位置し、現況は畑です。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は児童福祉施設 1 棟及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。</p> <p>12 番。申請地は国分シビックセンターの北西に位置し、現況は畑であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。</p> <p>13 番。申請地は府中地区公民館の南西に位置し、現況は畑であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の 185.82 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られており、全体計画面積は 345.82 m²であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 14、15 を 3 番委員。
3 番委員	<p>4 号 14 番、15 番について報告いたします。</p> <p>4 号 14 番。申請地は麓原地区自治公民館の北西に位置し、現況は樹園地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 5 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>4 号 15 番。申請地は玉利地区自治公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく溝辺 16 を 8 番委員。
8 番委員	<p>4 号 16 番を報告します。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、横川 17 を 12 番委員。
12 番委員	4 号 17 番を報告します。申請地は向植村公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。なお、平成 17 年頃一部造成してしまったという始末書と、面積超過理由書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 18 から 20 までを 5 番委員。
5 番委員	<p>18 番から 20 番まで報告いたします。</p> <p>4 号 18 番を報告します。申請地は隼人中学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 660.55 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 759.55 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 19 番を報告します。申請地は住吉運動公園の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 20 番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人 21、22 を 10 番委員。
10 番委員	<p>4 号 21、22 を報告いたします。</p> <p>まずは 4 号 21 番。申請地は隼人駅の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 4 号 22 番。申請地は中道公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 4 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、8月7日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見を聴取いたします。

△ 議案第5号 「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定に基づき、「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」につきまして、市長より意見を求められておりますので、当委員会で審議を求めます。それでは、これについて事務局の説明を求めます。事務局。
事務局	〔事務局説明〕
議長（会長）	はい。事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきまして、何かご意見・ご質疑等がございますでしょうか。よろしいですか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「霧島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見につきましては、適正である旨を回答することにご異議ございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。よって本案件は、適正であるという旨を市長に答申することといたします。 以上で、令和5年第7回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和5年第7回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 16時00分